

12 奨学金及び授業料の減免制度

(1) 奨学金等貸付金貸与制度

	奨 学 金	遠 距 離 通 学 費	定時制通信制課程修学奨励金										
貸 与 月 額	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">公 立</td> <td style="text-align: center;">私 立</td> </tr> <tr> <td>1年 18,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>2年 18,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>3年 18,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>4年 18,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> </table>	公 立	私 立	1年 18,000円	30,000円	2年 18,000円	30,000円	3年 18,000円	30,000円	4年 18,000円	30,000円	1年～4年 通学費等の月額7/10 (千円未満の端数切り捨て、 上限26,000円)	定時制及び通信制 1年 14,000 円 2年 14,000 円 3年 14,000 円 4年 14,000 円
公 立	私 立												
1年 18,000円	30,000円												
2年 18,000円	30,000円												
3年 18,000円	30,000円												
4年 18,000円	30,000円												
貸 与 対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高等学校等(*)に在学すること ・ 保護者が県内に居住していること <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済的理由により修学が困難であること ・ 成績優秀であること </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の属する世帯の総収入額が、生活保護基準額の1.5倍以上であること </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済的理由により修学が困難であること ・ 成績優秀であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の属する世帯の総収入額が、生活保護基準額の1.5倍以上であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高等学校等(*)に在学すること ・ 保護者が県内に居住していること ・ 経済的理由により修学が困難であること ・ 通学費等が月額 8,000円以上であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内に居住し、県内の定時制課程か、あるいは通信制課程に在学すること ・ 経済的理由により修学が困難であること ・ 経常的収入を得る職業に就いている者であること 								
<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済的理由により修学が困難であること ・ 成績優秀であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の属する世帯の総収入額が、生活保護基準額の1.5倍以上であること 												
償 還 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卒業後1年据え置き、貸与期間の3倍の期間 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卒業後1年据え置き、貸与期間の3倍の期間 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退学等後6月据え置き、貸与期間の相当期間 ・ 卒業した場合償還免除 										
利 子	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無利子 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無利子 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無利子 										

*「高等学校等」とは、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程を指す

(2) 授業料の減免制度

長野県高等学校授業料等徴収条例

第3条 特別の事情により、授業料を納入することが困難な者に対しては、これを減免することができる。

長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則

第4条 条例第3条の規定による授業料の減免は、次の各号の一に該当する場合に行うものとする。

- (1) 保護者が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者であるとき。
- (2) 保護者が地方税法第295条第1項第2号又は同条第3項の規定に該当し、市町村民税が非課税であるとき。
- (3) 保護者の死亡、障害又は傷病等により著しく生活が困難となったとき。
- (4) 災害、生業不振、その他の理由により著しく生活が困難となったとき。
- (5) 母子家庭で著しく生活が困難となったとき。
- (6) その他校長が特に減免の必要があると認めたとき。